

申5号

新型コロナウイルス感染症対策に関する申し入れ (その6) 提出!

本部は、9月9日に、新型コロナウイルス感染症対策に関する申し入れ(その6)を本社に提出しました。

これまで、「新型コロナウイルス感染症」に関する団体交渉を実施し、感染症拡大防止や感染した場合の取扱いなどについて、労使間において議論を重ねてきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、いまだ予断を許さない状況です。現場では、社員が新型コロナウイルス感染症に罹患する状況も増えており、業務運営に対し、勤務操配・調整など、社員による奮闘で列車運休などを回避している状況です。

私たちは、社員が罹患した場合の聞き取りや勤務、労働環境などについて、現場から様々な意見や疑問が出されているため、5項目を申し入れました。

1. 新型コロナウイルス感染症の陽性と判断された場合の勤務について、「熱などの症状がない」または、なくなった場合は「勤務による自宅待機」とすること。
2. 新型コロナウイルス感染症の陽性と判断された当該社員に対して「行動経過」を聞き取りした場合は、労働時間とすること。また、陽性となった社員と接触した社員に対して「陽性者との接触状況を聞き取った」場合は、労働時間とすること。
3. 新型コロナウイルス感染症の陽性となった社員に対する「毎日の体調報告」は、労働時間とすること。
4. 宿泊箇所における、感染拡大防止対策を講じること。
5. 社員の勤務などの運用が変更された場合は、労働条件の変更にあたることから、労働組合に対して取り扱い内容の説明をその都度行うこと。

新型コロナウイルス感染症罹患時の環境を整え

安心して働ける職場にしよう!!!

手洗い、うがい、免疫力アップで感染防止しよう!!!